

議案第12号

葛飾区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を踏まえ、教育委員会教育長の給料の額を特別職議員報酬等審議会の審議対象に加えるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区特別職議員報酬等審議会条例の一部を改正する条例

葛飾区特別職議員報酬等審議会条例（昭和39年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「副区長」の次に「、教育委員会教育長」を加え、「おく」を「置く」に改める。

第4条ただし書中「さまたげない」を「妨げない」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第1条の規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により任命される教育委員会教育長の給料の額について適用する。